

令和 8 年度

徳島県医師修学資金貸与制度のしおり
(県外大学医学部生向け)



徳島県保健福祉部医療政策課

目 次

1	はじめに	1
2	制度の概要	1
3	修学資金の貸与について	1
4	修学資金の返還免除について	2
5	業務従事期間の勤務について	4
6	修学資金の返還の猶予について	6
7	修学資金の返還について	6
8	異動と届出	7
9	申請・届出・お問い合わせ先	7
10	申請・届出に必要な書類一覧	8
11	よくあるご質問	9
	様式	12

1 はじめに

徳島県における人口10万人あたりの医師数は、全国でも上位となっていますが、医師の高齢化に加え、徳島市を中心とする東部圏域に集中し、南部圏域及び西部圏域の医師数は全国平均並み又は平均以下となるなど、若手医師の不足と医師の「地域偏在」が深刻になっております。

徳島県医師修学資金貸与制度は、将来、徳島県内の公的医療機関等の医師として活躍し、本県の南部圏域及び西部圏域をはじめとした地域医療を支えていこうとする意欲に富んだ医学部生に対して、徳島県が必要なお金を貸与し、その修学を支援するとともに、地域において必要な医師の育成及び確保を図ることを目的としています。

2 制度の概要

将来、徳島県内の公的医療機関等において医師として勤務しようとする者に対して、医師修学資金の貸与を行います。

貸与を受けた医学部生が、大学を卒業したときから2年6ヶ月以内に医師免許を取得し、臨床研修期間も含め、貸与期間の1.5倍（「業務従事期間」という。）に相当する期間を県内の公的医療機関等で勤務した場合、修学資金の返還債務が免除されます。

なお、平成20年7月の制度改正で修学資金の返還免除要件を緩和し、海外留学等による業務従事期間の一時中断を挟んだ場合も、貸与終了時点から貸与期間の2倍に相当する期間までに、業務従事期間を満たした場合は、返還債務が免除されます。

3 修学資金の貸与について

(1) 貸与対象者

次の2つの条件を満たす必要があります。

- ① 令和8年3月31日までに徳島県内の高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、令和8年4月から徳島県外の大学の医学部に進学する予定又は進学した者。
- ② 将来、徳島県内の公的医療機関等において、医師として勤務しようとする意志があること。

(2) 貸与額

① 入学金（1年生のみ）	282,000円
② 授業料	535,800円/年
③ 奨学金（生活費）	100,000円/月

※大学の授業料等の減免措置を受ける場合、減免額との差額を貸与します。

(3) 貸与する期間及び貸与方法

- ① 貸与期間は、貸与決定した年の4月から大学を卒業する月までです。
- ② 入学金については入学年次に1回、授業料については年2回貸与し、生活費については毎月貸与します。
(口座振込によって貸与します。)

(4) 貸与の休止

貸与を受けている医学部生が休学、停学、進級できなかつたときは、休学の日、停学の処分を受けた日、進級できなかつた事実のあつた日の属する月の翌月から復学した日又は進級の決定を受けた日の属する月まで、修学資金の貸与は行いません。

(5) 貸与契約の解除

貸与を受けている医学部生が次の事項のいずれかに該当することになった場合は、修学資金の貸与契約を解除します。

- ・退学したとき。
- ・心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ・学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ・死亡したとき。
- ・その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

※ 修学資金の貸与が解除された場合には、修学資金の返還が必要となります。

ただし、貸与を受けている医学部生が死亡、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により修学資金を返還できないと徳島県が認める場合には、修学資金の返還債務の全部又は一部が免除されます。また、貸与を受けている医学部生が災害、疾病、負傷その他やむを得ないと徳島県が認める場合には、修学資金の返還債務の履行が猶予される場合があります。

4 修学資金の返還免除について

貸与期間終了後、貸与を受けた医師（以下「修学資金貸与医師」という。）が次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合、返還債務が免除になります。

(1) 業務従事期間の満了による場合【全額免除】

次の条件をすべて満たした場合、修学資金の返還債務が免除になります。

- ① 大学を卒業した日から2年6ヶ月以内に医師免許を取得すること。
- ② 医師免許の取得後、直ちに知事が定める臨床研修病院で従事すること。
- ③ 修学資金の貸与終了時点から、貸与期間の2倍に相当する期間（「2倍相当期間」）を経過するまでに、徳島県内の公的医療機関等において、臨床研修期間も含め、修学資金の貸与期間の1.5倍の期間（「業務従事期間」）、医師の業務に従事すること。

大学卒業後2年6ヶ月以内に医師免許を取得

↓ 免許取得後直ちに

知事が別に定める病院(※1)が実施する臨床研修に従事

↓

県内の公的医療機関等で医師の業務に従事

↓

- ・途中で「業務従事期間」の一時中断(※2)も可能
- ・「2倍相当期間」内に「業務従事期間」を満了すれば

返還免除

———：業務従事期間(修学資金貸与期間×1.5年)

【業務従事期間等の計算例】

貸与期間が6年間(1～6年生)の場合
「業務従事期間」は、 $6年 \times 1.5 = 9年間$ となります。
「2倍相当期間」は、 $6年 \times 2 = 12年間$ となりますので、
業務従事期間の中断は、 $12年 - 9年 = 最長3年間$ まで可能です。

【※1 知事が別に定める臨床研修病院】

徳島県立中央病院、徳島県立三好病院、徳島大学病院、
徳島市民病院、徳島赤十字病院、徳島県鳴門病院、
吉野川医療センター、阿南医療センター

【※2 「業務従事期間」の一時中断について】

初期臨床研修修了以降は、自己の選択により業務を最長で3年間中断することができ、国内外での留学・研修等が可能です。

また、平成25年8月の制度改正により、平成26年度から下記条件を満たし、知事が特別に認めた場合は最大4年間に「2倍相当期間」に加算すること(最大7年間の業務従事の一時中断)が可能になりました。

(条件)

- ①自身の医学的知識・能力の向上に役立つ進学等であること。
- ②加算期間中の研修計画等県が別に定める様式を提出すること。
- ③最低1年間の3群勤務をしていること。

なお、育児休業、介護休業等のやむを得ない理由により業務に従事することができないと認められる場合は、2倍相当期間にその期間を加えることができます。

(2) 業務の継続が困難であると認められる場合【全額免除】

県内の公的医療機関等において医師の業務に従事する期間中に、業務上の理由により死亡したとき、また、業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還の債務が免除されます。

(3) 返還債務が免除される事由の発生による場合【全額又は一部免除】

死亡、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると徳島県が認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部が免除されます。

返還免除要件を満たし、返還免除を受けようとする場合は、速やかに修学資金等返還免除申請書及び関係書類を提出する必要があります。

5 業務従事期間の勤務について

業務従事期間中の勤務については、徳島県内の公的医療機関等を、

- ① 基本ローテーションを前提にして、
- ② 修学資金貸与医師が業務従事期間終了までに自己の診療科の基本領域専門医試験の受験資格を取得できるよう診療科によって検討し、調整の上、徳島県が勤務医療機関を決定します。

(1) 基本ローテーション

修学資金貸与医師が、臨床経験、地域医療等幅広い経験を得るために、徳島県内の公的医療機関等をローテーションすることを言います。

● 6年間修学資金の貸与を受けた場合 → 9年間の場合の業務従事期間

年数	業務従事期間										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
ローテーション病院群	臨床研修		1・2・3群								
			3群病院を最低1年※								
			3群病院を最低3年※								

※ 3～6年目に3群病院を最低1年勤務かつ3～9年目に3群病院を最低3年間勤務。

なお、専門研修期間が4年以上と定められている等の理由により、希望する基本領域専門医の取得に支障を来す恐れがある場合、3～6年目に3群病院を最低1年勤務するという点については、この限りではありません。

ただし、2つの基本領域専門医の取得（ダブルボード）を目指す場合は、最初に取得を目指すプログラム制の基本領域専門医がこの対象になり、サブスペシャリティ領域の取得は対象となりません。

また、3群病院を最低3年間勤務するという点については、「累計で3年間分の3群病院勤務」を条件に日割り勤務等も認められることがあります。

【徳島県内の公的医療機関等】

- 1 群病院：徳島県立中央病院、徳島市民病院、徳島赤十字病院、
徳島県鳴門病院、吉野川医療センター、阿南医療センター、
独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター東病院、
独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター西病院、
徳島赤十字ひのみね医療療育センター
- 2 群病院：徳島大学病院
- 3 群病院：徳島県立海部病院、徳島県立三好病院、つるぎ町立半田病院、
三好市国民健康保険市立三野病院、国民健康保険勝浦病院、
那賀町立上那賀病院、美波町国民健康保険美波病院、
海陽町国民健康保険海南病院

なお、臨床研修中における3群病院での勤務については、上記に記載されている「3群病院を最低3年間勤務」における「3群病院の勤務」とはみなされません。また、同様に、臨床研修期間中においては、「累計で3年間分の3群病院勤務」を条件とする日割り勤務等についても、「3群病院の勤務の累計分」とはみなされません。

- ・ 業務従事期間中の身分は、勤務先の公的医療機関等に属します。
 - ・ 臨床研修を除く7年間のうち最低3年間は、3群病院で勤務します。
 - ・ 1・2・3群の病院をバランスよくローテーションすることを基本とします。
 - ・ 基本ローテーションを前提として、県内における診療科偏在も十分考慮の上、希望する診療科ごとに検討し、徳島県が勤務医療機関を決定します。
 - ・ 3群病院等での勤務中においては、地域医療の支援として、へき地診療所等での代診等もあります。
- 修学資金貸与医師による診療支援の状況について（一例）
- 県立海部病院・・・周辺の公立・公的医療機関を診療支援 等
- 県立三好病院・・・周辺のへき地診療所を診療支援 等
- ※ 診療支援は、地域ニーズ等の状況に応じて変化します。

（2）基本領域専門医受験資格の取得に向けた診療科毎のローテーション

修学資金貸与医師が希望する場合、業務従事期間を満了するまでに、自己の診療科の基本領域専門医試験の受験資格を取得できるように、各群における基幹施設、連携施設等を対象として、基本ローテーションを前提に勤務医療機関を調整します。

ただし、2つの基本領域専門医の取得（ダブルボード）を目指す場合は、最初に取得を目指すプログラム制の基本領域専門医がこの対象になり、サブスペシャリティ領域の取得は対象となりません。

また、配置調整にあたっては、地域医療ニーズへの対応が最優先であり、結果として希望とは異なる診療科で勤務する場合も想定されます。

6 修学資金の返還の猶予について

返還免除要件に該当しない場合は、修学資金を返還する必要がありますが、死亡、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合は、必要な手続を行えば、当該事由が継続している期間、修学資金の返還債務の全部又は一部を猶予することができます。

7 修学資金の返還について

返還免除・猶予の要件に該当しない場合は、貸与を受けた修学資金の額に返還利息を合わせた全額を返還しなければなりません。

(1) 返還しなければならない場合

- ① 修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- ② 業務外の事由により死亡したとき。（申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります。）
- ③ 大学を卒業した日から2年6ヶ月以内に医師免許を取得できなかったとき。
- ④ 医師免許を取得後、直ちに県が指定する病院において臨床研修に従事しなかったとき。
- ⑤ 「2倍相当期間」が経過するまでに、業務従事期間を満了する見込みがなくなったとき。

(2) 返還額

返還額は、貸与を受けた修学資金の金額に返還利息を合わせた金額です。

(3) 返還期日

返還事由が発生したときは、翌月の末日までに、返還額全額を返還しなければなりません。

(4) 返還利息

返還利息は、貸与を受けた修学資金のそれぞれの経費の額に、それぞれの貸与を受けた日から最後に貸与を受けた日の属する月の末日までの期間に応じて、年10%の割合により算定した額になります。

(5) 延滞利息

正当な理由なく、返還額を返還期日までに、返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年14.5%の延滞利息を支払わなければなりません。

8 異動と届出

1 大学在学中の届出

(1) 定期届出

毎年4月15日までに、学業成績表（前学年分）と健康診断書（前学年分）を提出してください（1年生は提出の必要はありません）。

(2) 異動届出

次の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。

- ① 住所又は氏名を変更したとき
- ② 休学、復学、退学したとき
- ③ 停学の処分を受けたとき
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき
- ⑤ 保証人の住所又は氏名に変更があったとき
- ⑥ 保証人が変更になったとき
- ⑦ 卒業したとき

2 業務従事期間中の届出

- ① 住所又は氏名を変更したとき
- ② 保証人の住所又は氏名に変更があったとき
- ③ 保証人が変更になったとき
- ④ 医師免許の交付を受けたとき
- ⑤ 医師の業務等に従事しなくなったとき
- ⑥ 医師の業務等に従事しなくなった後、再び医師の業務等に従事したとき

3 被貸与者（貸与を受けている医学部生又は医師修学資金貸与医師）が死亡したときは、保証人が直ちにその旨を届け出てください。

9 申請・届出・お問い合わせ先

徳島県保健福祉部医療政策課地域医療・医師確保担当（県庁2階）

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL：088-621-2151

FAX：088-621-2898

E-mail：iryo@mail.pref.tokushima.lg.jp

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/med/>

※ 氏名変更届など一部の様式は、以下のURLからダウンロード可能です。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/med/information/annai/7310819/>

「医療とくしま」→「医師修学資金貸与制度」で検索。

10 申請・届出に必要な書類一覧

内 容	必要な書類
修学資金の貸与を申請するとき	医師修学資金貸与申請書（様式第1号） 本人及び保証人の戸籍抄本 高等学校・中等教育学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 大学の在学証明書 推薦書（大学の学長又は学部長）（様式第2号） 応募理由書
定期届出（毎年度4月15日まで）	学業成績表<前学年分> 健康診断書<前学年分>
貸与契約が解除されたとき 貸与契約が満了したとき	医師修学資金借用証書（様式第5号） 保証人の印鑑証明書 ※ 借用証書には、印紙税法の規定により、貸与金額に応じた収入印紙を貼付し、本人及び保証人2人の印鑑で割印してください。
返還免除を受けるとき	修学資金等返還免除申請書（様式第7号） 免除を受けようとする理由を証明することができる書類 業務従事証明書（別紙2）
返還猶予を受けるとき	修学資金等返還猶予申請書（様式第8号） 猶予を受けようとする理由を証明することができる書類 業務従事証明書（別紙2）
本人の氏名・住所が変更したとき	氏名（住所）変更届（別紙3）
大学を休学・停学・復学したとき	休学（停学、復学）届（別紙6）
留年（進級）したとき	留年（進級）届（別紙7）
大学を卒業したとき	卒業届（別紙18） 卒業証書の写し
大学を退学したとき	退学届（別紙4）
修学資金を辞退するとき	医師修学資金貸与辞退届（別紙8）
医師免許を取得したとき	医師免許取得届（別紙10） 医師免許証の写し
医師の業務等に従事しなくなったとき	業務従事中断届（別紙11）
医師の業務等に従事しなくなった後、再び医師の業務等に従事したとき	業務従事再開届（別紙12）
保証人の氏名・住所が変更したとき	保証人変更届（別紙9-1）
保証人を変更したとき	保証人変更届（別紙9-2） 印鑑証明書
心身に故障を生じたとき	故障届（別紙5）
本人が死亡したとき	死亡届（別紙17） 死亡診断書又は戸籍（除籍）謄本

11 よくあるご質問

Q1 貸与の申請に当たって、保証人が必要とのことですが、保証人の要件はありますか？

保証人（連帯保証人）は2名必要となります。それぞれ独立の生計を営んでいる方でなければなりません。申請者が未成年者の場合は、保証人のうち1名を法定代理人にする必要があります。

Q2 家族の収入等により貸与申請ができない場合がありますか？

ありません。徳島県医師修学資金貸与事業では、申請にあたって所得制限を設けておりません。

Q3 他の奨学金等の貸与を受けていますが、徳島県医師修学資金の貸与も受けられますか？

徳島県医師修学資金の貸与を受けるには、他の奨学金の貸与を受けていても構いませんが、他の奨学金の貸与要件等により、本制度の業務従事が困難である場合は、受けていただくことはできません。

なお、既に貸与を受けている奨学金等に制限があるかもしれませんので、ご確認ください。

Q4 初期臨床研修は、希望する病院で行うことができますか？

初期臨床研修は、県内の臨床研修病院の中から知事が別に定める県内の臨床研修病院で行うこととなります。

【知事が別に定める臨床研修病院】

徳島県立中央病院、徳島県立三好病院、徳島大学病院、徳島市民病院、徳島赤十字病院、徳島県鳴門病院、吉野川医療センター、阿南医療センター

Q5 3群病院での勤務について教えてください。

3群病院は、へき地医療拠点病院及び医師少数区域等にある病院で構成されており、自院の診療業務に加え、周辺の公立・公的医療機関やへき地診療所等への診療支援を行っております。

なお、勤務については、3群病院からへき地診療所への支援という形をとり、常時、へき地診療所で勤務するものではありません。

Q6 2倍相当期間内における業務従事期間の中断には、何か条件はありますか。
例えば、配偶者の転勤の関係で2～3年間は県外で生活する、という場合でも、
中断は認められますか。

2倍相当期間内の業務従事期間の中断には条件を付しておりませんので、ご質問のような場合でも、また海外に留学される場合や、医師以外の業務に従事される場合などでも、差し支えはありません。

Q7 公的医療機関等において業務に従事していますが、出産するので休職し、
出産後しばらく子育てに専念したいと考えていますが、返還免除の要件にどのよう
な影響がありますか。

産前産後休暇につきましては、業務従事期間にカウントしております。

育児休業期間につきましては、業務従事の一時中断として取扱っておりますが、
その期間は、2倍相当期間に加算することが可能となっておりますので、合計し
た期間（2倍相当期間＋育児休業期間）内に、業務従事期間を満了すれば、返還
免除を受けることができます。

また、育児の短時間勤務につきましては、勤務形態に応じた業務従事のカウン
トを行っております。

Q8 業務従事期間中の身分等はどうなるのですか？

業務従事期間中は、県内の公的医療機関等で勤務することになります。その間
の身分については、勤務する公的医療機関等の職員としての身分となります。

Q9 修学資金の返還は、分割で返還できないのですか？

修学資金の返還は、一括での返還が原則です。やむを得ない事情等がある場合
は、返還債務の全部又は一部を猶予することもあります。

Q10 業務従事期間を一時中断できるとのことですが、その場合のローテーションはどのようになりますか。

修学資金貸与医師の希望や専攻診療科の選択、受入側の医療機関の要望などにより、様々なパターンがあり得ますが、以下にいくつかのローテーションの例をお示しします。

【例1】

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
臨床研修		1・2群			3群		1・2群	3群
業務従事期間								

【例2】

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
臨床研修		1・2群		3群		研修等			3群	1・2群	
業務従事期間						中断期間			業務従事期間		

【例3】

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
臨床研修		1・2群		3群	研修等	1・2群		研修等		3群	
業務従事期間					中断期間	業務従事期間		中断期間		業務従事期間	

【例4】

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
臨床研修		1・2群		3群	育児休業等				1・2群	研修等	
業務従事期間					中断期間 (2倍相当期間に加算)				業務従事期間	中断期間	

13年	14年	15年	16年
研修等	1・2群	3群	
中断期間	業務従事期間		